

# 聖籠町県外予防接種費用助成制度のご案内

里帰りなどで、県外で接種した予防接種費用を助成します。

## ■ 対象ワクチンと助成内容

予防接種法で定めるA類疾病及びB類疾病に係る予防接種です。

ロタウイルス、Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、四種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、高齢者肺炎球菌、など

接種日時点において、町内に住民登録がある方が、定期予防接種の対象年齢内に接種したものに限ります。

助成額は県内医療機関への委託金額を上限とします。

なお、接種日当日に発熱等の理由で接種できなかった場合の問診費用は助成対象外です。

## ■ 手続き方法

接種後6か月以内に、保健福祉課（保健福祉センター内）に申請をしてください

（例：11/15接種⇒翌年5/15まで）。なお、振込みは申請があった日の翌月末となります。

《申請に必要なもの》

- ① 母子健康手帳など予防接種の種類が分かるもの
- ② 医療機関が発行した領収書（接種を受けた人の氏名が入っていること）
- ③ 通帳など振込先口座がわかるもの

※領収書がないと助成を受けられません。大切に保管してください。

【問い合わせ】聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

予防接種費用助成担当 ☎0254-27-6511

（開庁時間：平日8：30～17：15）